

平成 19 年 12 月 4 日

各 位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区西麻布一丁目2番7号
プレミア投資法人
代表者名 執行役員 松澤 宏
(コード番号 8956)

資産運用会社名
プレミア・リート・アドバイザーズ株式会社
代表者名 代表取締役社長 安武 文 宏
問合せ先 取締役
業務運営本部長 鈴木 文 夫
兼 総務部長
(TEL:03-5772-8551)

資産運用会社における金融商品取引業の登録申請書類の提出及び 業務の方法の変更に関するお知らせ

プレミア投資法人(以下「本投資法人」といいます。)が資産の運用を委託する資産運用会社であるプレミア・リート・アドバイザーズ株式会社は、本日開催の取締役会において、証券取引法等の一部を改正する法律附則(以下「附則」といいます。)第159条第2項の規定に基づき、金融商品取引法第29条の2に規定する金融商品取引業(投資運用業)の登録申請書類を提出すること、及びこれに合わせて、業務の方法の変更を行うことを決定しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 登録申請書類提出の理由

資産運用会社が附則第159条第1項により投資運用業の登録を受けたものとみなされることに伴い、資産運用会社は附則第159条第2項の規定に基づき、登録申請書類を金融商品取引法の施行日(平成19年9月30日)より3ヶ月以内に提出するものとされているため、提出するものです。

2. 資産運用会社の業務の方法の変更内容

- (1) 金融商品取引法及び金融商品取引業等に関する内閣府令等に基づき、主に以下の点を変更します。
「業務運営に関する基本原則」「業務執行の方法」等の明確化
「業として行う金融商品取引行為の種類」「苦情の解決のための体制」「投資運用業の種別」等の追加
- (2) 諸法令の制定又は改廃に伴い、根拠諸法令の修正その他字句の修正等を行います。

3. その他

登録申請書類は、本日以降速やかに提出する予定です。また、上記業務の方法の変更は、登録申請書類の受理を条件として行うものとします。

なお、上記登録申請書類の提出に伴い、平成17年2月15日付「投資信託委託業者における兼業承認取得に関するお知らせ」に記載の不動産等(不動産、土地の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権を含み、以下「保有資産」といいます。)の取得、管理及び売却を目的とする特別目的会社並びに特別目的会社を設立し、これに対し出資(匿名組合出資を含みます。)を行う法人に対するコンサルタント業務及び当該特別目的会社に対する保有資産の取得、管理及び売却に関する関係当事者との交渉及び実行等の委託業務については、今後行わないこととなります。

以上

※ 本資料の配布先: 兜クラブ、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス <http://www.pic-reit.co.jp>